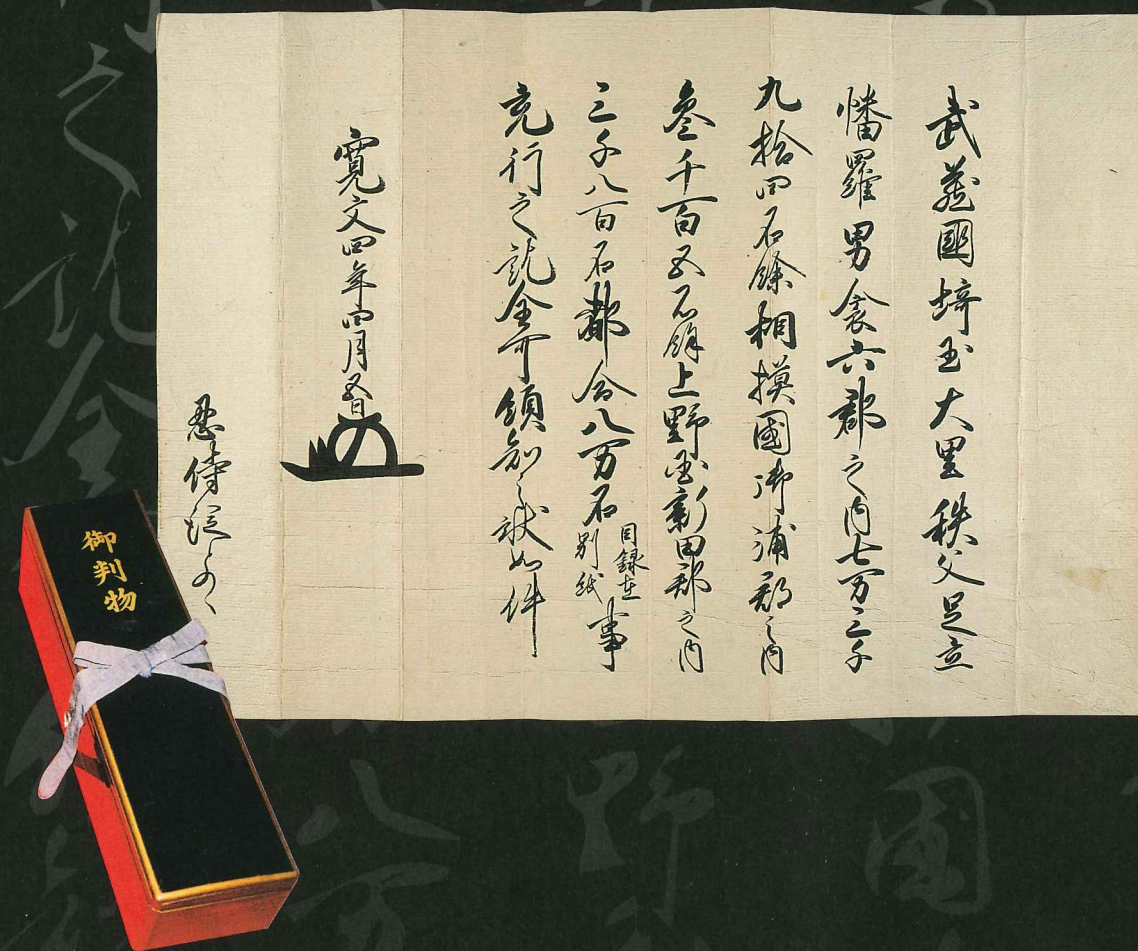


学習院大学史料館第21回特別展

のこされた大名家資料

—阿部家の領知判物と朱印状—



会期 | 2001年10月29日(月)—11月22日(木) (11月2日～5日・日曜日は休室)
時間 | 12:00-16:30(月～金)
10:00-12:00(土)
会場 | 学習院大学史料館展示室(北2号館1階)

学習院大学史料館

はじめに

江戸時代、ほとんどの大名家は、徳川将軍から判物あるいは朱印と呼ばれる領知宛行状と、村の名前を書き上げた領知目録とをうけることで、領地を支配する保証を得ました。当館が収蔵する旧譜代大名阿部家資料には、この判物・朱印の原本とその写しが多く残されています。

本展示ではまず、なぜ判物・朱印の写しがそれほど多く作成されたのか、その理由を将軍代替わり時に行われた判物改・朱印改を手がかりに考えてみたいと思います。

ついで、徳川将軍からうけたこれらのものを、阿部家では、どこでどのように保管していたのか。その様子を絵図や保存容器などからみていきたいと思います。ここからは、江戸時代における文書に対する価値観を、垣間見ることができるでしょう。

最後に、徳川幕府がたおれたのちにも、阿部家では判物・朱印が大事に保管されてきたことを改めて確認したいと思います。

阿部家の資料に限りませんが、資料はただ無為のなか‘のこるもの’ではなく、‘のこされたもの’です。火災・天災あるいは動乱のなかで失われた沢山の資料があります。一方、家で護られてきた資料があります。幾代ものあいだ‘のこされてきた’資料を、これからは確実に‘のこしていく’ことが、私たちの役割であると、強く感じています。

学習院大学史料館

I 領知判物・朱印 の意味 —寛文印知—

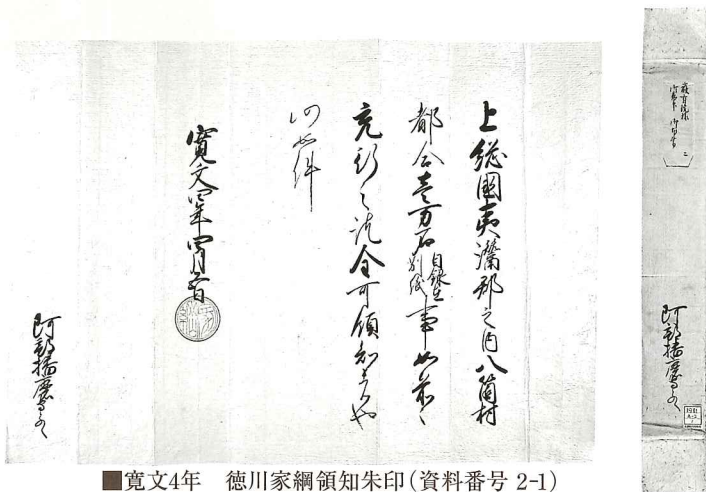
阿部家は阿部忠秋(1602～1675)を藩祖とする大名家です。忠秋は、3代將軍徳川家光の側近として幼少から仕え、やがて幕府老中の地位にまであがりました。

寛永12年(1635)、阿部忠秋は下野国壬生(現、栃木県壬生市)城主となり、2万5千石を領しました。同16年、忠秋は武蔵国忍(現、埼玉県行田市)城主として5万石、のち8万石に加増されました。

阿部家の資料のなかで、もっとも古い領知判物は、阿部忠秋宛、寛文4年(1664)4月5日付のもので、発給者は4代將軍徳川家綱です。

家綱は慶安4年(1651)、11歳で朝廷から將軍宣下を受け、征夷大將軍など武家の棟梁にあたえられる称号を得て、形式上、將軍職に就きました。

この10数年後の寛文4年、家綱は徳川將軍としてはじめて、諸大名、上層の旗本、公家、寺社に向けて、領知宛行状を一齐に発給しました。これは「寛文印知」と呼ばれ、これをもって日本全国の土地支配を完全に掌握したとみなされています。つまり、家綱が実質的な「天下人」としての地位を確立した時期、それが寛文4年であったわけです。



II 將軍代替わりと判物・朱印改

將軍から大名に与えられる領知宛行状は、発給者が將軍、受け取りが大名当主となっています。これは將軍と諸大名とが、基本的に主従関係にあったことを示しています。

この主従関係にあったという点は、將軍が代替わりした時に、諸大名が幕府の老中の屋敷で、將軍に忠誠を尽くすと神仏に誓う起請文に血判を押した大名誓詞を提出することからも知ることができます。

大名誓詞が出されて、幕府は判物改・朱印改に着手します。改めは幕府役人の手で厳格に行われました。その間に幕府と大名家とは頻繁にやりとりを交わしました。

判物・朱印改時に大名家が幕府に提出する書類

- ① 領知判物あるいは朱印の原本(歴代將軍発給のもののすべて)
- ② ①の写し
- ③ 領知目録の原本(改め時に一番近いもの)
- ④ ③の写し
- ⑤ 郷村帳；作成は大名家。改め時点で領有している村々の名前と石高を国郡別に記した帳面
- ⑥ 手目録；作成は大名家。幕府に提出する書類の名前を列記したもの
- ⑦ 差出目録；作成は大名家。領知目録に記載された村のうち幕府に収公された村の名前を書き上げたもの
- ⑧ 村寄目録；作成は大名家。領知替え等があっても朱印・領知目録が発給されていない場合に提出する



■(宝暦10年)12月24日 手目録(領知判物・朱印改時)(資料番号 20)

III 領知判物・朱印の保管(江戸)

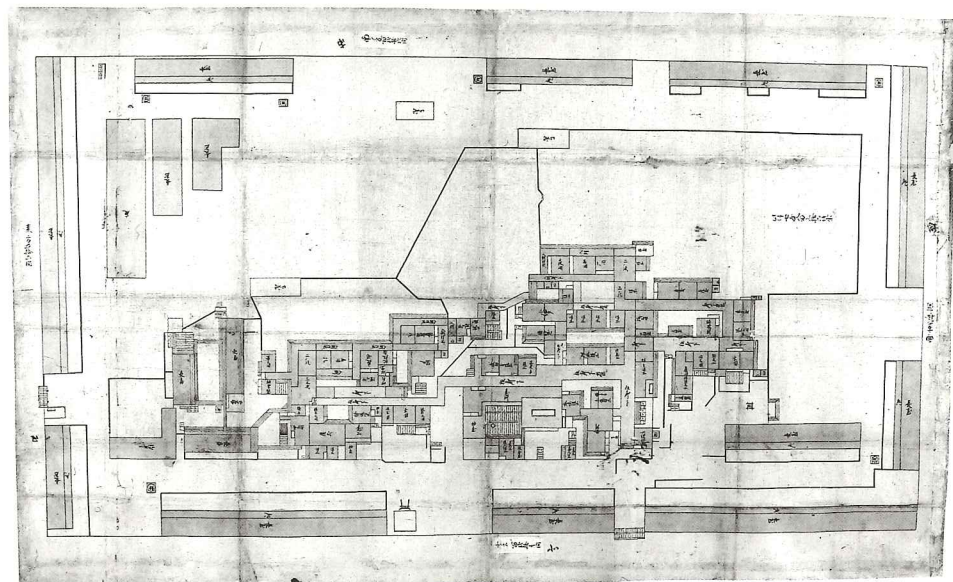
譜代大名である阿部家は、幕府の重職に就任する家柄でした。阿部家からは6人の老中就任者が出ています。老中などの幕府の役職に就任すると、江戸城近くに役屋敷が割り当てられました。たとえば、阿部家の場合は、和田倉・桜田・西丸下・山下門内など、当主が幕府の役職の任免のたびに、頻繁に変更されました。この役屋敷は、当主が居住する上屋敷であると同時に、藩庁としても機能しました。

やや時代が下った文政年間(19世紀初め)の資料によれば、阿部家の家臣は合計724名、このうち江戸に居住する家臣は373名と半数を占めました。

江戸詰家臣での最高職は家老で、上屋敷内の御用部屋で用務をおこないました。また藩主の側近役に書物番があり、彼らは日常業務のほか、領知判物・朱印の管理や歴代当主に関する書類の整理なども行っていました。

阿部家の書物番の記録「いろは抄」(国立史料館所蔵)によれば、判物は火災などの非常の際まず最初に持ち出し、安全を確保すべきものと位置づけられていました。火事が多い江戸では、とくに厳重な注意が必要だったでしょう。

なお、判物は文政年間に国元で保管すると定め、白河に送られました。



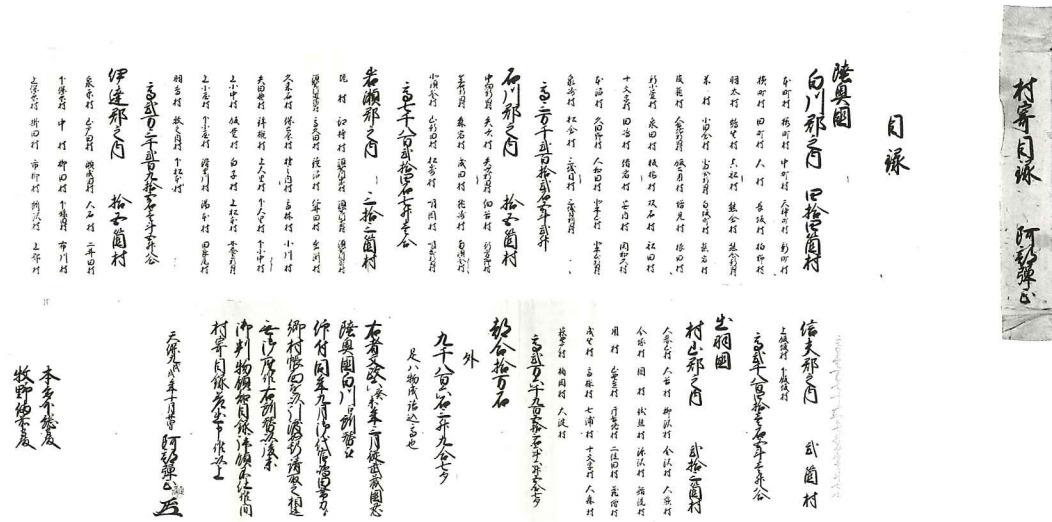
■山下門内上屋敷絵図(資料番号 63)

IV 阿部家の転封と郷村高帳

文政6年(1823)、阿部家は2代当主忠秋以来、180年余9代にわたって支配した武蔵忍国(現、埼玉県行田市)から、陸奥国白河(現、福島県白河市)10万石に移りました。この転封は、いわゆる三方領知替といわれるもので、白河藩主の松平定永は伊勢国桑名へ、桑名藩主の松平忠亮は忍へと移動しました。

しかしながら、この時の資料には、文政6年9月成立の郷村高帳しかありません。5代將軍徳川綱吉の時代には、加増や村替えが行われた場合、領知高にかかわらず領知朱印を発給しました。阿部家でも、元禄7年(1694)に朱印を受けています。これは貞享3年(1686)に1万石、元禄7年に1万石加増されて、10万石となり、あわせて村替えが行われた旨を保証したものです。

これに対して、文政期の領知替では、將軍・幕府の文書は発給されておらず、幕府の勘定組頭ら実務層が作成した郷村高帳によって、すでに大名の支配権は充分に保証される状況にあったといえるでしょう。



■天保9年10月24日 村寄目録(領知判物・朱印改時)(資料番号 23-1)

V 動乱期を経た阿部家と判物

阿部家の16代目当主正外^{まさとう}は、元治元年(1864)に幕府の老中に就任しました。翌慶応元年(1865)4月、將軍の進発にしたがって京にのぼり、兵庫開港問題でイギリス公使との折衝にあたりました。

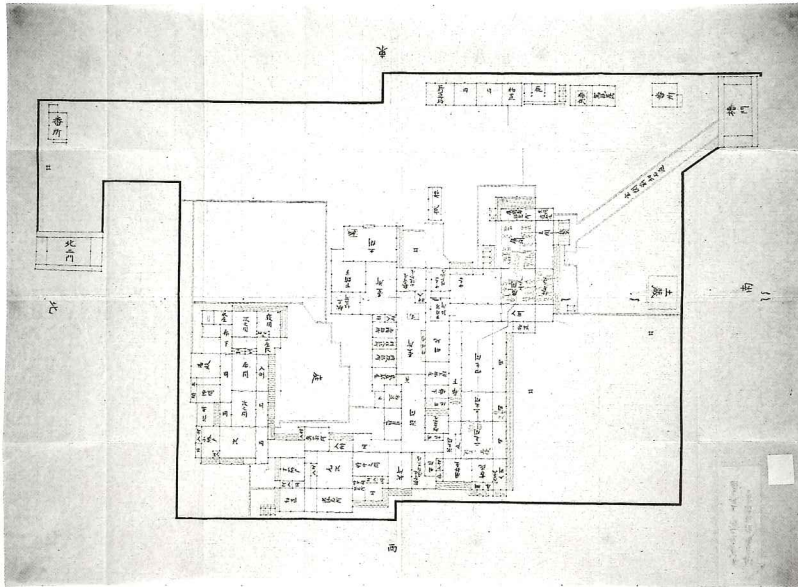
ところが朝廷の怒りに触れ、官位停止・老中罷免^{ひめん}という処分を被りました。そのため慶応2年、幕府はやむなく阿部家を陸奥国棚倉(現、福島県東白川郡棚倉町)へ移すとともに、正外の隠居蟄居^{ちつきよ}を命じました。正外のあとは正静^{まさしず}が継ぎ、17代当主となりました。

慶応4年、阿部家は朝廷に白河復領を働きかけ、奥羽越列藩同盟への参加を保留していましたが、新政府軍による白河口への攻撃が始まり、同盟に参加して攻防を繰り返しました。

同年6月24日、棚倉城は落城。9月18日に降伏という事態になりました。この間棚倉領は黒羽藩の預りとなり、12月15日、18代当主となっていた阿部正功^{まさこと}が6万石で復帰しました。

明治2年(1869)、阿部正功は版籍奉還によって棚倉藩知事となり、同4年の廃藩置県まで勤め、またこの間には華族として東京に居住することになりました。

ただし、旧藩・藩知事時代の記録や阿部家代々の什器類^{じゅうき}(判物入箱を含む)が東京に移されるのは、明治20年代になってからです。また正功自身が記した日記には、その後も白河や棚倉を訪れたとの記事が散見します。旧領地と阿部家の関係は長く続いたことがわかります。



■(慶応3年 正月)棚倉城内絵図(資料番号 62-6-1)

出展資料リスト

資料名	年代	資料番号
1 徳川家綱領知判物	寛文4年(1664)4月5日	1-1
2 目録(領知目録)	寛文4年(1664)4月5日	1-2
3 徳川家綱領知朱印	寛文4年(1664)4月5日	2-1
4 徳川家綱領知判物(写)	寛文4年(1664)4月5日	1-3
5 徳川綱吉領知判物(写)	貞享1年(1684)9月21日	3-3
6 徳川家宣領知判物(写)	正徳2年(1712)4月11日	7-3
7 徳川吉宗領知判物(写)	享保2年(1717) 8月11日	8-4
8 徳川家重領知判物(写)	延享3年(1746)10月11日	10-3
9 包紙上書寄せ	宝暦10年(1760)か	1023
10 惣包紙	宝暦10年(1760)	1752
11 手目録(領知判物・朱印改時)	宝暦10年(1760)12月24日	20
12 手目録(領知判物・朱印改時)	嘉永7年(1854)10月3日	24
13 御家格 一〜六	天明3年(1783)成立	151-1〜6
14 江戸城絵図		-
15 徳川家治領知判物	宝暦11年(1761)10月21日	11-1
16 尾張屋清七版 江戸切絵図(麹町・永田町・外桜田)	万延1年(1860)改正	1653-3
17 山下門内上屋敷絵図		63
18 玉埃集 卷一・三	安政4年(1857)写	949-1・3
19 漆塗箱		1824・1825
20 蝶番付箱		1823
21 陸奥国白川郡ほか4郡および出羽国村山郡之内郷村高帳(箱共)	文政6年(1823)9月	28
22 村寄目録(領知判物・朱印改時)	天保9年(1838)10月24日	23-1
23 棚倉城内絵図	慶応3年(1867)正月	62-6-1
24 明治元年辰十二月日記	明治1年(1868)12月	989
25 御道具帳(牧村控)	明治10年(1877)	223
26 葵紋付箱		1803

14を除く資料はすべて陸奥国棚倉藩主・華族阿部家資料(当館寄託)。14は江戸幕府大工棟梁甲良家資料(当館収蔵・整理中)。

主要な参考文献

松平太郎『校訂江戸時代制度の研究』初版1919年、柏書房、復刻1971年
埼玉県史料集第6集『諸国寺社朱印状集成』(解説)埼玉県立浦和図書館、1973年
朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(『岩波講座 日本歴史第10巻 近世2』岩波書店、1975年)
藤井譲治「家綱政権論」(松本四郎・山田忠雄編『講座日本近世史 第4巻 元禄・享保期の政治と社会』有斐閣、1980年)
石井良助「大名の御代替朱印改について」(『牧健二博士米寿記念 日本法制史論集』思文閣出版、1980年)
大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究」(史料館『研究紀要』第13号、1981年)
深井雅海『図解 江戸城を読む』原書房、1997年

本展を開催するにあたり、史料所蔵者である阿部正靖氏にご高配を賜りました。
ここに記して感謝の意を表したいと思います。

執筆者	藤實久美子
第21回特別展 会期 編集・発行	のこされた大名家資料 ―阿部家の領知判物と朱印状― 2001年10月29日(月)〜11月22日(木) 学習院大学史料館 〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 TEL. 03-3986-0221
発行年月 印刷	2001年10月 株式会社 技秀堂